

平成25年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成25年 3月27日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第 4 議案第 3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について
- 第 5 議案第 4号 京丹波町企業立地促進条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算
- 第16 議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算

- 第20 議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第21 議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第22 議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第23 議案第22号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第24 議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第25 議案第24号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第26 議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成25年度京丹波町梅田地区財産区特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第31 議案第30号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負  
契約の変更について
- 第32 議案第31号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）
- 第33 議案第32号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3  
号）
- 第34 議案第33号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2  
号）
- 第35 議案第34号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第36 議案第35号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第37 議案第36号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第38 議案第37号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第38号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1  
号）
- 第40 議案第39号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2  
号）
- 第41 議案第40号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第41号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第42号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第44 議案第43号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第44号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）

## 第46 閉会中の継続調査について

### 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

### 3 出席議員（16名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 小田耕治君  |
| 2番  | 篠塚信太郎君 |
| 3番  | 村山良夫君  |
| 4番  | 梅原好範君  |
| 5番  | 横山勲君   |
| 6番  | 山田均君   |
| 7番  | 東まさ子君  |
| 8番  | 岩田恵一君  |
| 9番  | 松村篤郎君  |
| 10番 | 坂本美智代君 |
| 11番 | 西山和樹君  |
| 12番 | 原田寿賀美君 |
| 13番 | 北尾潤君   |
| 14番 | 森田幸子君  |
| 15番 | 山内武夫君  |
| 16番 | 野口久之君  |

### 4 欠席議員（0名）

### 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |       |       |
|-------|-------|
| 町長    | 寺尾豊爾君 |
| 副町長   | 畠中源一君 |
| 会計管理者 | 谷口誠君  |
| 参事    | 岩崎弘一君 |
| 参事    | 野間広和君 |

瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、本会議に入りますまでに、榎川和知支所長及び藤田医療政策課長より、予算特別委員会での未回答について、発言の申し出がありましたので許可いたします。

榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 失礼をいたします。

前回の委員会におきまして、和知支所の屋根の工事でございますけれども、保証期間ということで聞かれておったことでございますけれども、保証期間といたしましては、10年ということで確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） おはようございます。失礼させていただきます。

先般の予算特別委員会での村山議員さんからの平成25年度予算に対します一般会計からの繰出金及び病院事業会計に入れます繰入金、これについての基準内、基準外について、こういった金額で抑えているかというご質問でございました。これにつきまして、ご回答させていただきます。

一般会計からの繰出額は3億5,688万7,000円で、うち基準内を3億1,039万4,000円、基準外を4,649万3,000円と抑えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番議員・梅原好範君、5番議員・横山勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が実施され、さらに福祉厚生常任委員会においては現地踏査が実施されました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには、大変ご苦勞になりますが、よろしく願いいたします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、伺っておきたいと思うんですけども、具体的に京丹波町において新型インフルエンザの対策本部を設置すると、ここに一定、趣旨・組織ということになっておるんですけども、当然、国の法律に基づいて設置するというように思うんですけども、具体的にはどういう形になっていくのか伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 組織につきましては、現在、保健福祉課のほうにおきまして、法の施行に伴いまして即時対応できるように態勢を整えつつあるところでございます。

具体的な対応につきましては、政府から緊急事態宣言が発令されましたときに、対策本部を設置いたしまして、蔓延等の防止に努めるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

議案第2号 京丹波町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

《日程第4、議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山内君。

○15番（山内武夫君） 1点、お聞きをしたいというふうに思うんですけども、今回、基金条例を設置されたわけなんですけど、この基金条例というのが、過疎債を財源として実施する事業に対して、対象範囲がソフト事業とか基金の造成も積み立てもできるというようなことになっておるんですけども、説明でソフト事業にこの基金を充てるということで聞いておるんですけど、ここに書いてあります地域医療の確保とか交通手段の確保、またその他まちづくりに対するそういう事業にもこれが充てられるということになっておるんですけど、今後、具体的にどのようなソフト事業を考えておられるのかお聞きしたいというふうに思いますのと、また、この後出てきます議案第12号で、過疎計画が上がっておるんですけど、そこを見ておりますと、不要となりました町有施設の解体ですね、そういう解体撤去についてもしていこうということで計画に盛り込まれておるんですけど、そういうことで、この基金条例を使ってやろうと思えば、解体撤去が果たしてソフト事業に当たるのかどうかというようなことを思うわけなんですけど、そういう点につきましての説明をお願いしたいというふうに思いますのと、あともう1点、今回1億円の基金積立になっておるんですけど、全体では幾らまでの積み立てを想定されておるのか、その点につきましてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 想定しておりますソフト事業でございますが、これにつきましては、今議員がおっしゃいましたように不要施設の撤去というものを想定したものでございます。

ただ、目的といたしましては、地域医療の確保でありますとか、そういったほかのソフト

事業にも適用可能ということでございますので、そのあたりはその都度、計画の変更ということになってこようかと思っております。

ただ、既に地域医療の確保関係、診療業務の委託でありますとか、バスの委託につきましては、既にソフト事業分として計画にございますので、そういったものについては、基金も対応可能ということになります。

それから、あと解体がソフト事業になるのかということでございますけれども、これにつきましては、今回、ソフト事業分というのは広く適用するということになっておりまして、幅広く活用が認められるということでございます。

ただ、使用できない部分というのは、当然ございますけれども、解体撤去というのは、施設整備には当たらないという解釈でございまして、施設整備に当たらないものについては適用可能ということになっております。

それから、あと1億円ということでございますが、これは後ほど計画のほうでも出てまいりますけれども、今回の過疎計画の期間というのが平成27年度までとなっております関係から、平成25年度から平成27年度までの3カ年間、各1億円を計画しておりまして、3億円ということで現在は計画をしております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、不要の施設の解体撤去ということを知っておるんですが、また後の議案で出てきますんであれなんですけど、今想定といいますか、考えておられる不要になった町有施設の解体、どういう施設を考えられておるのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 現在、想定しておりますのは、瑞穂地区の旧小学校でありますとか保育所、あるいはビジョندانマーク等の町内の9施設を想定しておるということでございますが、時期等については、具体的に決めているということではございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 私もお聞きをいたします。今回、3億円を基金積立できるということではありますが、この3億円というのは、過疎債を使ったときの3割分ですか、その分のための基金、財源なのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

- 総務課長（伴田邦雄君） 過疎債を使って基金造成をするということでございます。
- 議長（野口久之君） 東君。
- 7番（東 まさ子君） 基金造成をするということですが、過疎債の計画に上げている特別事業に充てるということでしたら、過疎債というのは、地方交付税に7割が措置されるので、あと3割を税金で見たらいいということではありますが、この3億円というのは、そういう意味のところを使うお金ではないという、もっとほかの計画に上げていく特別事業に使う財源ではないということなのか、お聞きをしておきたいと思います。
- 議長（野口久之君） 伴田総務課長。
- 総務課長（伴田邦雄君） まず、基金に積むということです。それは過疎債を使って基金造成をするということですが、その用途については過疎計画の中でソフト事業分として計画に上げたものにしか使えませんので、ですから、後の議案で出てまいりますけれども、過疎計画の変更の中で、今回新たに遊休施設の解体撤去というものを計画に上げておるということでございます。
- 議長（野口久之君） 東君。
- 7番（東 まさ子君） 私の理解が少しおかしいかもわかりませんが、3億円の基金を積み上げれば、事業的には10億円の事業ができるという、そういう考え方というのはおかしいわけですか。ただ、基金に積んでおくということだけですか。
- 議長（野口久之君） 伴田総務課長。
- 総務課長（伴田邦雄君） その3億円を使って解体撤去を行うということですので、そのうちの7割が交付税算入されるという意味でございます。
- 議長（野口久之君） 山田君。
- 6番（山田 均君） 私もお尋ねをしていきたいと思うんですけども、今、東議員からあったやつですが、1億円、合計で3億円積み立てて、そのうち解体に、例えば1億円使ったということは、その1億円の7割が交付税算入されてくると、こういう解釈でいいのかどうか、使った分に対しての7割ということなのか。

基金ということで積み立てておるので、一応、それを基金として使ったと、基金に入れたということは支出なので、その1億円に対して7割の交付税算入ということになるのかどうか、改めて伺っておきたいというのが1点と。

それから、基金条例の設置の目的の中に、今もありましたけども、いろいろな幅広いことができるようになっておるわけなんですけども、全国のいろいろな事例を見てみますと、村づくりなど、小さなそういう事業に対しても、この過疎債を使ってやっておる地域もあるわ

けなんですけども、今回、そういう形で基金を積み立てて、先ほども、促進計画に載せんと実施できないわけなんですけども、そういう幅広い考え方も、この趣旨から言えば持てると思うんですけども、もちろん今後の課題といたしますか、必要に応じてということになろうと思うんですけども、一応、そういうことも踏まえた基金の条例という解釈でいいのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 交付税算入されるというのは、基金積立をするのに過疎債が充てられますので、その時点で1億円積み上げればその7割が交付税算入されると、そういう意味でございます。

あと、幅広い用途ということでございますが、これは先ほど申しましたように、現在の計画でも交通手段確保事業ということで、町営バスの運行委託でありますとか、地域医療の確保といたしまして、病院診療所の診療業務の委託というものをソフト事業分として上げておるところでございます。

したがって、この部分につきましては、既に今回積む基金を活用することはできます。それ以外にも、今おっしゃいましたように幅広く使えるということでございますので、それはその都度、また計画に上げていくということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点、お尋ねしておきたいんですが、先ほど、旧小学校とか保育所などの旧施設を当面考えておるということであつたんですが、よくよく町内を考えてみますと、旧町のときに取得した施設など、例えば、合併に伴って、町が農協の施設を買収したといたしますか、見ておられますと相当古い建物も、この町内の中にはあると思うんですけども、そういうものも、当然、今回の基金造成の中の一つとして活用できるんじゃないかと思うんですけども、今、9施設ということであつたわけでございますけども、当然、そういうもの、もう使われなく、例えば、梅田にあります店舗なんかは、もう使われなくなつて、非常に施設そのものも古いということからすると、非常に危険な部分も出てくるんじゃないかと思うんですけども、例えば、そういうような施設について、当然、解体ということも必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうものは、例えば、計画の中では考えられていなかったのかどうか、新たに考えるということかもしれませんが、ちょっとその点伺っておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） おっしゃいますとおり、その辺は、またその都度、状況を見てと

ということになるかと思えます。先ほど申し上げましたのは、現在想定しておる部分ということで上げさせていただきましたが、それ以外にも、当然、ございますので、それは跡地の活用等も含めた中で、撤去が必要な場合については、こういった基金の活用というのを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 京丹波町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今回の条例の制定なんですけれども、企業立地をして地元の雇用を増やすということで目的があるわけですが、現在、京丹波町におきまして、何社ほどこういった企業があって、その中で地元の雇用というのは何人ほどおられるのかお伺いしたいのと、また、この4月から新採用で須知高校、地元の高校からも卒業される方もおられるんですけれども、こういった企業で須知高校の生徒さんが、どのぐらい採用されるのか、また採用枠というのは何人ほどあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、最初にお尋ねの現在の企業は何社あるかということですが、この条例につきましては、公布によって施行することによりまして条例が適用されることとなりますので、現在の企業に対して、仮にこの条例を適用した場合にどれだけあるのかというのは調査しておりません。

ただし、過去に旧町からのことをございますけれども、企業誘致として立地をされました企業については、調査をしておりますので、トータルの数字ではございますけれども、ご報告をさせていただきます。

旧町では、旧瑞穂町で太陽工業ですとか、瑞穂精器、今ではアズビル京都となっています。それから、旧丹波町におきましては石井食品、それから創味食品等がございまして、トータルの数字ですけれども、正社員さん358人中172人が町民であると、48%でございます。契約社員が10人中6人、60%が町民でございます。それからパートタイマーでございますが、322人中216人、67%が町民の方でございます。

以上でございます。

それから、須知高校の採用枠につきましては、今回の条例は企業立地と雇用の確保という意味での条例でございまして、地元高校がどこそこの企業にどれだけということは、直接調査はしておりませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、いわゆる条例の11条になるんですけれども、「指定の取消等」というのがございます。6項目あるわけなんですけれども、ここでは事業を、例えば、休止、または廃止したとき、もしくは、これと同様の状態に至ったときとか、3条の規定に該当しなくなったときとか、税金を怠ったときとか、虚偽の申請とか、この条例規則に違反したときと、こういうことになっておるんですけれども、いわゆる企業が撤退をするという場合に、奨励金の全部または一部返納ということだと思うんですけれども、企業が進出してきて、例えば、期間というのは、全くここにはないわけなんですけれども、当然、そういうものが規則に定められるんじゃないかと思うんですけれども、具体的に規則というものは、どのようなものを考えておられるのか、既にできておることかもしれませんが、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 条例の施行に伴います規則の制定でございますが、条例の施行と同時に施行をする予定でございまして、現段階では規則は制定していないということでございますが、規則につきましては条例の施行に関して必要な手続等を定めて、様式も含め

てですけれども定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 11条の関係をお尋ねしたんですけれども、この場合に、返納させることができるというんですけれども、これは企業が存続する限り11条というのは適用されるということなのかどうか、伺っておきたいということと、それから、先ほど、坂本議員からあったんですけれども、須知高校の卒業生が、京丹波町内の企業にどの程度就職しておるかということ、須知高校の進路の先生にお尋ねをしたわけなんですけど、製造業の募集が最近減っておるとのことと、それから、先ほどありました山武瑞穂とか太陽工業、ここは平成24年度については全く、平成23年は太陽工業が1名採用しておりますけれども、ないということでございますし、石井とか創味の場合には、ここには全く須知高校からはないということになっております。

ある企業では、いわゆる工場長の一つの責任といたしますか、採用をしていただいた経過もあるようでございますけれども、本社一本で募集をするということになって、いわゆる須知高校の求人枠というものがなくなってしまったんだと、こういうような訴えも聞いたわけでございますけれども、やはり、企業誘致をした企業は、募集をする場合に地元の高校の生徒を採用するというような求人枠といたしますか、そういうものもしっかり採用する場合の中身として求めていくべきじゃないかと思うんですけれども、その辺についての考え方、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 第11条の関係でございますが、企業が存続する限りということ適用するのかということでございますが、この中で企業が存続してどうかというところの、今議論になるのは、第3号と第4号、第5号、第6号あたりかなと思うんですが、奨励金の交付の期間が、企業立地奨励金は3年間でございます。一定、この3年間を目途に、その期間において奨励金を発行するものでございます。以降の状態につきましては、第3号の規定に該当しなくなったときということは、雇用者が減ったときとか、そういうことが考えられますから、その時点その時点におきまして、町長が判断し奨励金の全部または一部を返納させることをするのかどうかということで決定されるものというふうに考えております。

あと、須知高校の採用の関係につきましては、この条例と関係もございますけれども、それは別途雇用の確保という意味で協議をしていくべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 調査もされておるといふふうに思いますので、よくご存じだと思っておりますけれども、こういう企業立地をした場合、撤退ということも、こういう経済状況の中でございますから、当然、起こっておるんですね。やはり、そういう条例や規則の中で一定の期間内の撤退については、そういう奨励金の返還を求めるといふ条例や規則をつくっておる市町村も増えてきておるわけでございますけれども、やはり、そういうしっかり明記をして、相手の企業にも、こういうことですよということを知らせておくということが、これは、私、当然、親切であるし、企業立地を推進する、そして奨励金を出すという、そういう立場から言っても、当然だと思っております。町長の判断というのは、当然、高度な判断をされるというように思いますが、こういうものは規則や条例でしっかり定めておくということが必要だと思っておりますけれども、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） この条例の設置の目的に従って進めていかせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

提案されている条例の目的は、町内への企業立地を促進し、地域経済の活性化及び町民の雇用創出を図るためとなっております。

全国でも多くの自治体が、企業立地に対していろいろな奨励措置をとっております。しかし、今の経済状況の中で、せっかく受け入れた企業が数年で撤退する事例も多くあります。近くでは綾部市でも、企業立地した企業が経営の合理化と海外へ拠点を移すとして撤退した事例は記憶に新しいところであります。

こうした撤退を決めた立地企業に対し、雇用を確保すること、企業立地で受けた奨励金の返還を求める声が強まり、市町村が立地をした企業に返還を求め、立地企業が奨励金の一部を返還することも起っております。

また、新たに10年以内に撤退された企業に、受けた奨励金の返済を義務づけるなどの条例改正を行われるなど、企業の社会的責任を果たさせる動きも広がっております。

今回、提案されている条例案では、経過措置は立地の奨励金と雇用促進奨励金となっております。

また、第11条で、指定の取消等として6項目をしておりますが、この中で奨励金の返還を求める期間は、はっきりしておりません。これは規定の中で提供する期間などを明確にすべきです。

また、地元雇用の問題では、先ほども申し上げましたが、地元の須知高校で調査をいたしますと、新たな課題も浮き彫りになっております。

須知高校では、これまで奨励措置を受けていた地元にある企業の中で、指定求人枠として卒業生を受け入れてもらっていたが、最近では会社の都合で、本社での採用が一本化になり、指定求人枠がなくなったなど、地元企業への就職も難しくなっている状況を聞いております。

立地企業には、指定求人枠の確保も求めるべきであります。そして、最低でも10年以内の撤退に対して、奨励金の返還を求めるようにすべきであります。

また、何よりも大事な点は、企業立地に頼らないまちづくりが必要です。企業は経済状況などで、進出も撤退も企業の都合で行います。事例は全国で数多くあります。地場産業を推進して、雇用も地域の活性化も地域でつくっていく、地域内経済循環のまちづくりを進めることが必要であると考えます。まちづくりは物づくりであることを基本にして、進めることを求めて、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町企業立地促進条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に

ついて》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東 まさ子君） お聞きをしたいと思うんですが、これは障害者自立支援法というのを、障害者の皆さんが障害者総合福祉法の制定を求めるということで、いろいろと運動もされて、京丹波町の議会も国へ意見書を上げたわけでありましてけれども、今回、自立支援法という名目を総合支援法という題名に変えるということでありましてけれども、法律が変わって、実際どのように法律の中身が改善されたのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 法律の内容でございますけれども、これにつきましては、一定ご説明は申し上げたと思っておりますけれども、新たに基本理念を追加されたということでございます。

それから、「自立した」という表現から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」というふうな意味合いから、「障害者総合支援法」という名前が変わったというふうなことでございます。

また、さらに、障害者の範囲に、難病等を加えるといったことでありますとか、これまでの「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めること、あるいは重度訪問介護の対象に「重度の知的障害者」、「精神障害者」を加えること、さらに、ケアホームというのを「グループホーム」に統合することなどが講じられるということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今、提案されている条例は、障害者総合支援法が平成25年4月1日から施行されることに伴って、本町に関係する京丹波町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、国民健康保険条例、消防団員等公務災害補償条例の中の障害者自立支援法という法律名を、障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法に改めることを定めるための条例改正であります。

従前の障害者自立支援法が、収入のない障害者の皆さんに、障害が重いほど負担が大きくなるなどの重大な問題があり、違憲訴訟が行われてきました。民主党政権のときに、同法廃止を約束して現行団と和解して、国と現行団で基本合意文書が結ばれたところでした。

しかしながら、合意に基づくとされた障害者新法には、障害者の権利を主体とした、そうした明記することや支援の無料化などが盛り込まれなかったのであります。現行団との合意を裏切る不十分な内容の法律のまま、今回運用するための条例改正には反対であります。

また、京丹波町議会議員として、障害者総合福祉法の早期制定を求める、そういう意見書も採択したこともあり、反対といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第8、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） まずもって、先ほど可決されました議案第6号、議案第7号、特別職、理事者の皆さん方が、みずからの給与をカットされるということに対しまして、敬意を表したいというふうに思います。

今回、説明があったわけですが、管理職手当を改正される、これまでされてきたわけですが、改めて改正される主な理由をお伺いしたいのと、それから、管理職全員の意思のもとにといいますか、意思を確認されてのことかをお聞きしたい。

また、管理職手当の支給の目的とは何かをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 改めて制定されるという理由でございますけれども、現状といたしましては、財政状況が別に好転していないということから、引き続き制定をさせていただくということでございます。

あと、意思の確認につきましては、管理職会議におきまして、一定ご理解をいただいておりますというふうに理解しております。

支給の目的といたしましては、やはり管理職手当というのは、通常の職員の時間外勤務にはなじまない、全体的な、いわゆる管理をしていく職務については、一定額をもって手当とするということになるというふうに理解しております。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今、総務課長からありましたように、今回、月額100分の10の減額、対象者は28名、総額130万7,000円、これは年額の削減ということで、財政状

況の関係からということでの説明がございましたが、ちなみに本定例会に提案されました一般会計の補正予算に計上されました職員の時間外勤務手当の額は、補正後の額を314万3,000円増額いたしまして、累計総額6,414万1,000円でございます。

これは、昨年は衆議院選挙がありましたんで、その時間外手当も含んでいるんだろうというふうに思いますけども、単純計算でいきまして、職員数207名から管理職28名、これは特別会計の予算計上の管理職も含んでのことでございますので、正確ではございませんけれども、これを差し引きまして179人といたしまして、単純に時間外勤務手当総額6,414万1,000円から、この179人で割り算いたしますと、一人当たり35万9,000円、これは年額の支給ということで、こうなりますと、管理職員一人当たりの手当の額とほぼ変わらないような額じゃないかというようなことで、結果となっております、そういうふうに思います。

時間外勤務手当の支給のない、ただいま総務課長からありましたように、また、休日、夜間を問わず、勤務をしなくてはならないケースも多くございまして、管理監督する立場の管理職の手当の減額は、大変厳しいんじゃないかというふうに私、思っておるんですけども、この点についての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろご意見賜っております。そうした見識は、謙虚に受けとめたいと、まず、思うわけですが、何とかこういう形で財政健全化に向けて、全職員一丸となって頑張りたいというのが私の思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） そういう思いは聞かせていただきました。

時間外勤務手当は条例の規定によりまして支給するというのは当然のことでございますし、過去には、旧町時代ですけども、月当たりの時間外勤務時間数を制限したというようなケースもございました。まずは、時間外勤務手当をいかに削減していくかということで、その工夫や勤務体系に取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに、私も思います。

例えば、職員が不足な職場には、適材適所な配置ですとか、適切な増員、これは正職員ということになりますと、定数の管理との関係もございまして、やりくりが難しいかもしれませんが、また、短期臨時職員での対応ができるものはしていくとか、今回の補正でも、土木費を中心に高額な補正もされております。現状の職員で、ほんまに大変やなという思いを、私、しておるんです。そういう中で、できるものは業務委託などをして、職員の負

担軽減を図ることで、かつ時間外勤務手当も削減できるんじゃないかというふうに思っているんですけども、そういう工夫を図るべきというふうに考えておりますが、町長のお考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、ご提言いただいたようなことは、していません。管理職に対しても、役場の職員というのは、やっぱり、一義的には8時間の中で町民の方がおとずれてきかけたその対応も非常に大事だということで、どうしても自分であと残って作業できることを後回しにしている面があったりしているわけで、もちろん、岩田議員ご存じのとおりです。

今、ご提言いただいたような外注するとか、外注についても、したらよいでという話はしておるんですね。そうした中でも、一生懸命頑張っているというのはこの数字ですので、何とかご理解いただいたらうれしく思います。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 添付していただいております資料のことでお尋ねをしておきたいと思うんですけども、参考例として、65歳夫婦二世帯の例が挙がっておりますんですけども、この例の挙がっております65歳夫婦二世帯の場合の公的年金収入のみでということになっておりますけど、この場合でしたら、年金収入というのはどれぐらいの金額になるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 夫の場合が120万円、妻の方が60万円の想定で算定をさせていただきます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町ふるさと祭振興基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、伺っておきたいと思うんですけども、4月1日からこの条例を施行するということになるわけですし、今回、新たにできます学校給食センターの体制というのは、具体的にどのような体制で、職員も配置されるのか、臨時というのか嘱託というのか、それも含めてどういう体制で出発するのか伺っておきたいと思えます。

藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 職員の体制でございますけれども、まず、全体の所長が1名配置をいたします。それから、瑞穂の学校給食センターにつきましては、調理員を7名予定しております。それから、丹波については6人、和知については4人ということで、それぞれ職員を配置いたしております。

なお、正職員につきましては、調理員の正職員が瑞穂に1名、和知に1名ということでご

ざいまして、あとは嘱託の職員と臨時職員、あるいはシルバー等の委託を考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、体制のことを言っていたいたんですが、もう少し正確に、それぞれ瑞穂、丹波には、正職員が1名ということは、はっきり説明があったんですけども、嘱託がそれぞれ何名で、臨時が何名ということで、はっきり人数についても伺っておきたいということと、それから所長1名ということでございましたのが、これは職員かと思うんですけども、通常はどこに席を置いて所長としての責任を果たされるのか、それも伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） まず、所長でございますけれども、丹波学校給食センターに常駐をいたします。瑞穂、和知の所長を兼務するということでございます。

それから、職員の配置でございますけれども、丹波の学校給食センターにつきましては、嘱託職員が5名と委託が1名、それから瑞穂学校給食センターにつきましては、正職員が1名と嘱託職員が5名、臨時職員が1名。それから、和知の学校給食センターにつきましては、正職員が1名と嘱託が3名ということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 先ほどの説明と含めてですけども、結局、瑞穂と丹波に正職員ということで、あと臨時、丹波の場合でしたら5人と委託一人ということで、合計6人という、そこには所長がおるということで、正職員がそれぞれ配置されておると、こういうことだと思うんですけども、当然、調理の責任ということからすると、やはり、それぞれの施設センターには、職員を一人ずつ配置するということが、最低必要ではないかと思うんですけども、所長は全体を見るということになりますので、それは別として考えれば、実際の現場の中心になる正職員をしっかり置くということも必要かと思うんですけども、その点についての考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 調理員につきましては、各現場の責任者ということで従来ですと正職員を配置いたしておりますが、今回の場合につきましては、丹波に正職員の所長を置くということで、それがかわりをすることということでご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 委員会でも、一定説明がございましたけれども、私の思います、また地域住民の皆さんが願う施設の運営となっているのかなというような、少し懸念と不安もございますので、お聞きしておきたいというふうに思います。

今回の施設につきまして、財団法人和知ふるさと振興センターを指定管理者に指定すること自体については、私は決して反対するものではないことを前提にお伺いしたいというふうに思います。

まず、「和」の施設の設置目的と、指定管理者にこの振興センターを指定した理由をお聞かせいただきたい。

また、事業計画書の提出があった中で、プレゼンテーションを受けての今回の指定となったというふうに思われますけれども、中でも、担当課長からもありましたけれども、今後の運営計画についてであります。京都縦貫自動車道の丹波和知間の開通も2年後に迫りまして、これまでどおりの集客の先行きに不安を持たれる地域の方々や、農林産物を販売されている農家の皆さんは、多数おられるというふうに思います。

そうした不安解消に対する対策でありますとか、経営形態や運営計画に新しい提案があったのか、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

さらには、指定管理料も平成24年度500万円から平成25年度は300万円と、200万円も減額しての運営という、金額面から見ましても大変厳しいものではないかというふうに感じておりますけれども、そうした運営経費、管理経費面も含めて、センターから新たな運営計画に関する提案はあったのか、あればその内容についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、特産館「和」の設置の目的でございますが、特産館「和」につきましては、本町の多様な農産物の提供ですとか、農産物加工品の開発ですとか、

また、地域住民等との交流促進などによりまして、農業や観光の振興、さらには地域の活性化を図ることとして、設置されたものと考えております。

そういった中で、この施設が農林水産業を中心とした地域の振興、また雇用の確保ということで、役割を果たしているというふうに考えております。

和知ふるさと振興センターを指定管理者に指定するという提案をさせていただきました理由につきましては、若干、提案時の補足説明でも申し上げましたように、これまでの和知ふるさと振興センターの運営管理によりまして、特産物販売ですとか、野菜市の開催によりまして、地元住民をはじめ都市住民の交流の拠点として、町内外を問わず多くの方々で人気を呼んでおりまして、大勢の来場者でにぎわっているところでございまして、そういった中で地元住民の収入の増ですとか、生きがづくりですとか、そういった中での地域の振興・発展、さらには雇用の確保に貢献をしていただいております、そういった中で引き続き管理をお世話になるということが最適であるというふうに判断をさせていただいた結果でございます。

それから、京都縦貫自動車道全線開通を目前にしております、その対策でございますけれども、全線開通によりまして、減収が予想されるところでございますけれども、野菜市を中心とした、そういった販売施設の充実などによりまして、リピーターの増加対策、それから地域住民に向けました購買対策ですとか、ほかの町内二つございますけれども、道の駅との連携を図って、全線開通による影響を最小限に食いとめるよう取り組みを進めていきたいというふうに考えておられます。

そういった中での新たな運営計画の提案等についてでございますけれども、特に野菜市の関係につきましては、地元の専業農家ですとか、新規就農者によって大口消費者等のニーズを生かした専用コーナーの設置ですとか、朝市の会の体制運営の活性化ですとか、そういったことも考えられておりまして、また、地域住民が購入されるということで、地域住民の方に向けた特定の買い物日を設けたり、買い物支援サービスを実施するなど、そういったことを今後検討していきたいというふうに提案をいただいております。

それから、指定管理料につきましては、基本的に特産館「和」を開館する、営業を除いて、単に開館をするという中で、必要な維持管理経費の部分、清掃業務ですとか光熱水費の基本料部分、それから建物保守費用ですとか、そういった管理経費がございますけれども、それは必須であるというふうに考えておりまして、その50%相当額を指定管理者に負担をしていただくということで、今回300万円という指定管理料になっております。

ご質問いただきました全てこれで回答させていただいたつもりでございますけれども、不足

の部分がございますら、またおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今、担当課長から説明もありまして、設置目的でありますとか、その「和」の運営形態、まさにそのとおりだと私も思います。特産物の販売とか、交流の拠点ですとか、地域住民の皆さん方との交流、まさに地域住民の皆さんの収入の源にもなっておりますし、そこで生きがいを感じておられるんじゃないかと、そういう施設であるのが本来だと思います。

今、課長からありましたように、目的は自然豊かな本町の環境から生産される多様な農林産物などの提供、また、町の基幹産業である農業を活性化させる特産品の開発や新作物の導入などが規定をされておりました、指定管理者の候補者の選定は、これは条例で規定されておりますけれども、一つには、町民の平等な利用の確保、ここが重要だと思うんですけども、サービスの向上が図られるもの、また、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮することが規定されているところでございます。

こうした所期の目的が、地域住民や農林産物を提供する地元農家の皆さんのご理解とご協力がなければ達成できないというふうに私も思っておりますし、このことは言うまでもありませんし、先ほど担当課長からあったとおりでございます。

地元農家の皆さん方の理解と協力を、センターは、ぜひ、営農者の皆さん方のご意見も十分取り入れた中で、運営・経営がなされるべきだというふうに考えますし、そうした中で、魅力ある「和」という施設になってほしい、また成り得るんだと、私もそうしたことで「和」が地域での存在感を共有できるものと確信しております。

私、そういう思いをしておるんですけども、町長としての見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう目的が定められて実施しています事業ですので、今、岩田議員がおっしゃったとおり、地元生産者中心に「和」という施設を活用されて事業されることは、正しいことだと思っております。

ぜひ、ご理解いただきたいのは、地域間競争をしているので、これでいいわけですけど、たとえ500万円であっても出して、そして安く売っているわけですね。安く売るということは、中央市場の取引価格を引き下げる。せやから、専業農家は非常に困る考え方もあったりするわけです。それを民業圧迫というんだと思うんですが、生産を促すという点では、私は結構なことだし、京丹波町の振興にこれからもこの施設を活用する、あるいは町としては、

「和」の経営基盤確立に資していきたいと、そういう思いであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 町長のおっしゃることも十分理解しますし、そのとおりだというふうに思います。「和」についても、また瑞穂の道の駅、丹波のうるおい館、朝市もしかりでございますけれども、それぞれ、そこに農林産物を搬入・提供されている農家、営農者の皆さんは、単に現金収入を得るためだけではなくて、そこに先ほど課長からありましたように、やりがいとか生きがいを感じられて、丹精込めた農林産物の販売を楽しみに日々購買者との交流ですとか、そういうことも含めて営農されているのが現状だというふうに思います。

ちょっと、いろいろ回りくどい言い方をしておしわけないんですけども、本施設も、公のものでありますし、町民の財産であるというもとに、地域住民の皆さんと一体となって盛り上げて行ってほしいというふうに、私は切に願っておりますし、センターが独断専行して、ちょっと申しわけない言い方かもしれませんが、運営していったいいものでは決してございません。

地域の皆さん方から、いろいろと相談とか受けた中で、お話しもお聞きする中で、センターの経営方針には、いささか疑問視を抱く一人として、将来にわたり農林産物を提供される皆さんや、地域の皆さん方のご意見とか、こういうふうにしたくないやけどとかいうような悩み事とか、そういうことを十分お聞きいただいて、それが十分反映された中で、所期の目的の効果が達成されることを期待いたしておりますし、そうした施設に、ぜひ、していただきたいというようなことを切に願っております。

行政サイドとしても、そうした指導監督をする立場でございますので、そうしたことをお願いしたいというふうに思いますけども、改めてそのことについての町長のお考え、ご所見をお伺いさせていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 幾らかでも助成している以上、そういう指導をせんなん立場だという認識で、まずおります。それにしましても、いろいろな意見があるんだと思います。私のとこまでは上がりませんが、みんなしっかりと売り場を活用なさっておる人で、いろいろ議論されて、そして一つの要望とかという形で提出されたとしたら、それは重く受けとめたいというふうに思っております。担当課には、しっかりと指導するように指示をしていきますので、よろしくご指導いただいたらうれしく思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと私も、伺っておきたいんですが、指定管理者の候補者の選定結果についてということで、京丹波町のホームページでも出ておるわけでございます。

それを見ますと、今回の指定管理については、非公募施設として実施をされておるわけなんですけども、非常に公募ということも、よく言われるわけでございますけども、今回、特産館「和」については、非公募としたというのはどういうことからか1点伺っておきたいということと、それから、その中にあります選定委員会の委員、委員長、副委員長、それぞれ委員があるわけでございますけども、その中に、委員以外に2名の有識者などが選定委員会の協議に参加したということになっておるんですけども、委員以外の2名の有識者というのは、どなたであるのか明らかにしておいてほしいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 選定委員会の件につきましては、後ほど総務課のほうでお答えがあるかと思いますが、指定管理者の特定、公募によらずに特定をするという理由でございますが、担当課として、提案をさせていただいたことを申し上げたいというふうに思います。

財団法人和知ふるさと振興センターにつきましては、第3期目に入るわけなんですけども、これまでの2期6年間の指定管理運営につきましては、来場者も順調に増加いたしまして、安定的な経営を維持されているということが第1点でございます。

また、同センターは、町の出資もしておりますが、公共的な法人でありまして、そういったことで、このセンターに業務委託をしなくなった場合に多くの地元雇用がありますので、雇用や地域に与える影響がかなり大きいものと考えておりまして、存続するべきであるということが第2点でございます。

それから、指定管理者を、これまで2期特定をしてまいってきたわけなんですけども、この時点において替えるというよりも、地域振興ということを最重視した地域運営の形を存続させていく、さらには充実させていくという方向のメリットを生かしていくということが、町全体にとっても重要であるというふうに考えております。

以上、3点の主な理由によりまして、特定をしたいということで提案をさせていただいたことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 指定管理者の選定委員会の関係でございますが、これにつきましては、南丹広域振興局農林商工部の職員さん、それから税理士の方2名を加えたということ

で、そこで審議をいただいたものでございます。

なお、先ほど産業振興課長からございました特例の適用につきましては、選定委員会において適当と認めるということで決定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 財団法人の和知ふるさと振興センターは、ほかにもいろいろな事業をやっておられるわけですが、この「和」についての指定管理ということになるんですけども、事業そのものは、今のふるさとセンターは、「和」の運営以外に、どういう事業をやっておられるのかということと、そういう全体を含めて、ふるさと振興センターの臨時、嘱託職員を入れてどれぐらいの人数を雇用されておられるのか、あわせて伺っておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 和知ふるさと振興センターの業務、事業といたしましては、特産館「和」の運営管理のほかに、農業の作業受託事業、それから「和」の横にあります道路情報センターの国土交通省「道の駅」施設の管理、それから「わち山野草の森」の管理、それから「アグリパークわち」の管理等でございます。これは町と管理委託契約を結びまして、事業をお願いしているところでございます。

それから、財団法人和知ふるさと振興センターの雇用の状況でございますが、企業で言いますと正社員に当たる方が11人、それから契約社員といいますか、嘱託職員でございますが2人、パートタイマーが22人、アルバイトが18人、合計53人という状況をお聞きしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の

方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(野口久之君) これより暫時休憩をいたします。10時35分まで。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第15、議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算～日程第30、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算から日程第30、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題といたします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

梅原委員長。

○予算特別委員会委員長(梅原好範君) それでは、去る3月15日及び18日に開催いたしました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん、委員ということでお世話になりましたので、審査の経過・内容につきましては、ご承知いただいておりますので省略させていただきます。審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により、報告いたします。

記 事件の番号 件名 審査結果の順に報告をいたします。

議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第17号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

- 議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第22号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第24号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第26号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第27号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第28号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長宛てに送付いたしました委員会審査報告書を配付していただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、東日本大震災福島原発事故から2年がたちました。いまだに31万人の方たちが避難生活を余儀なくされています。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りし、一日も早い復興と原発ゼロの日本を願うものであります。

また、安倍首相は、デフレ脱却策として無制限の金融緩和、大型公共事業のばらまき、大企業応援の成長戦略を掲げていますが、長引く不況の原因は、大企業のもうけとは裏腹に、国民の所得が増えていないこと。非正規労働者の増大で格差が広がったこと。社会保障の切り下げが暮らしを圧迫すると同時に、将来不安を増大させていることでもあります。不況から抜け出すためには、働く人の所得を増やし、経済に元気を取り戻すことが重要であります。

さて、本町の収入は、平成14年度の年間295万円、1世帯当たりの所得、収入であり

ますが、比べて平成23年度は242万円と、10年間で53万円収入が減っております。

町長が所信表明で言われました町民が幸せに暮らしていくためには、暮らし応援、そして地域経済の活性化に全力を尽くしていただくことが重要であります。

まず、国保税についてであります。国保税は負担を超える重い負担となっており、滞納者が増え続けております。払える保険税にするために、一般会計から繰り入れを求めるものであります。

また、今回人間ドックの負担が2倍になりました。受けやすくして早期発見に努め、健康に町民が暮らしていただく、そういう立場に立つのが自治体の役割であり、負担を増やすことについては反対であります。

また、生活保護についてであります。貧困と格差が大きく問題となる中で、やむなく生活保護を受ける人が増えています。

ところが、新しく発足をいたしました自民・公明政権は、生活保護基準の切り下げを持ち出し、利用者や国民の間に今、不安が広がっております。生活保護基準によって決められ、影響を受ける制度がありますが、影響を受けるものとして、住民税の課税基準、国民健康保険の医療費の減免制度、介護保険料、障害者の医療費の減免制度、就学援助や保育料などあります。日本弁護士会は、生活保護基準の引き下げに強く反対する会長声明を出しておられます。

町長が進められようとしています「安心のまちづくり」をするためにも、多くの暮らしに役立つ制度が、基準額の引き下げによって影響を受ける、そして安心のそういう制度が受けられなくなってしまう、こういう基準額の引き下げ、これに対し、住民の福祉の増進に責任を持つ町長として、国が定めている基準解約に反対し、制度充実を求める、そういう立場に立つべきではないでしょうか。

また、必要な人が受けられる権利としての生活保護制度の広報を充実させるべきであります。

次に、職員適正化計画であります。

正職員が削減されて、保育所や病院、バス事業所では、大半が非正規の雇用となっております。地方自治体の非正規職員は、本来臨時的・補助的業務に従事をするものとされておりますが、例えば、保育所では、臨時職員が36人ということでありました。正規の職員さんは30人ぐらいだと思いますので、半分以上が非正規という形で従事をされており、うち正規職員と同じ勤務時間のフルタイムの方が9人ということでありました。多くの方が正規の職員さんと同じ責任を担っておられるのであり、正規の職員として従事していただく、仕事

についていただくと同時に、待遇の改善に取り組んでいくことが重要であります。

また、いつも言っている教育環境の整備であります。

学校は、子どもたちの学校教育環境の衛生の維持、または改善に努めなければなりません。教室の温度については、10度以上、30度以下であることが望ましく、25度ないしは28度が最も望ましいと定めた学校環境衛生基準があります。毎年、7月、9月になると30度以上の日が続いており、扇風機ではなかなか温度は下がらない状況の中で、子どもたちは学んでおります。計画的に、普通教室にエアコンを設置して、適正な環境の中で子どもたちが学ぶことを求めるものであります。

また、子ども子育て支援計画策定業務委託料が予算化されております。ニーズ調査ということでありました。国は、平成27年4月から実施しようとしている「子ども子育て支援新制度」は、国と自治体の保育に対する責任を後退させる内容であり、保育関係者や親から心配がされております。国の保育制度見直しの動きを見据え、保育における公的責任を守る立場で取り組まれることを求めるものであります。

さらに、上豊田保育所の早期改修を求めるものであります。

以上、平成25年度の町政運営については、本当に収入が減る中で、公共料金など負担が増える、住民の困難をきわめている暮らし応援をしっかりとさせていただく。また、国の政治も消費税増税、生活保護の問題、TPPの問題など、町民にマイナスになることについては、きっぱりと反対の立場をとっていただく、このことが今一番求められているということを申し述べまして、反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） それでは、平成25年度京丹波町一般会計の予算につきまして、賛成討論を行います。

寺尾町政1期目最終年の平成25年度当初予算につきまして、安心・活力・愛のあるまちづくりと、財政健全化の推進により、さらに充実したまちづくりに向け、歳入歳出は前年度比較で2億7,800万円、2.4%を減額し、113億1,800万円となっていますが、国の緊急経済対策に基づき、平成24年度3月の補正予算に、約5億円の事業を確保され、さらなる成長に向かって積極的な予算編成に努められたことを受けとめております。1期目の集大成は何だったのかを問われる予算編成となっていることで、その執行に当たっては、重大な責任と覚悟を課せられていることとなります。

内容につきましては、歳入については、なかなか好転の兆しのない厳しい自主財源を最大

限生かせるよう政策を考えられ、無理のない配慮と積極性を思わせるものとなっています。自主財源の占める割合は、前年度26%から28%へと、2%の伸びではありますが、厳しさに変わりはなく、成長予算には特定財源の確保はもとより、積み立て等、基金からの繰り入れと合わせ、町債の発行も抑える中で、期待ある将来に向けての成果が見えてくる要素を含んでいると考えます。活力の推進として、新規事業には過疎対策事業債積立に1億円、京力農場プラン事業で青年就農給付金、集落営農発展型農場づくり事業、ほんまもん京ブランド産地支援事業など、地域資源を生かした生産性の安定基盤の構築を確保するものとなっています。

また、さらなる有害鳥獣対策の強化、農地保全事業として暗渠排水64カ所、京丹波食の祭典事業推進により、町内集客による将来への発信効果が期待できます。

畑川ダム周辺整備事業や鳥インフルエンザ発生跡地活用の本格的な事業への兆しも見えてきています。

近年にない大規模事業の丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点事業の周辺事業にも、いよいよ本格的な着手となり、町民に大きく注目されることとなります。堅実に推進し、将来本町が飛躍的な発展をなし、現実のものとなることに大いに期待をしております。

このためにも、通過の町とならない施策の展開も怠ることなく、商工観光振興の推進、道路橋梁整備など、独自の事業への支援や住民要望に応じる体制づくりも図られております。

また、不用町有施設の解体などのため、過疎地域自立促進特別基金の積み立てが行われることは、町有地の今後の利活用を一層推進するものと期待いたします。

安心のまちづくりのために、まず、消防車両の年次更新の継続など、消防防災の強化による生命財産を守るため、確たる施策の展開をはじめ、子ども子育て支援計画の策定によって、さらに充実した子育て支援に膨らんでいくものと期待もできます。

愛のまちづくりとして、中学校給食の完全給食が瑞穂給食センター施設整備完了を受け、平成25年度から開始されることで、食育を推進するため、地域食材の積極的な活用や食物アレルギー対策の実施により、中学生の心身の発達に必要なバランスのとれた栄養摂取や、よい食習慣の定着が図られることとなります。地域や住民への思いが感じ取れ、町民の求める充実した暮らしが、さらなる希望を生み出すものとなることに間違いはないと感じます。

そのほか、諸施策の予算配分にも慎重な検討がなされたものとうかがえます。これらの多くの事業推進にも、さまざまな苦難や弊害もあろうかと考えられますが、町政を支える多くの町民を信じ、ひるむことなく任期中の町政が執行されることを信じるものであります。

以上の観点をもって、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成25年度京丹波町一般会計予算は、総額113億1,800万円の予算が提案をされておりますが、説明であったように、国の緊急対策を3月補正予算に一部事業のつけかえで実質的に前年度比2.1%増で、昨年を上回る合併後最大規模の予算となります。

寺尾町政4年目、仕上げの予算は、未来への投資として本年度の予算総額から見ると、16.3%を占める大事業である丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点整備の推進を最優先にした予算編成となっております。長期的な新規事業を地域の活力につながる種をまく事業、地域振興の活性化施設として打ち出されていますが、一方では大きなリスクを抱えていることを指摘するものです。

昨年の総選挙で復活した自・公政権は、デフレ不況対策として打ち出した経済対策を、アベノミクスとしてマスコミが期待を増幅させていますが、国民の生活全体がよくなっているのでしょうか、そうは思いません。生活必需品に多い輸入品目の値上げが起こっております。ガソリンと灯油価格の上昇、電気・ガス料金も4月からそれぞれの地域で次々と値上げとなります。輸入食品、食料品は既に価格が上がっております。

国の予算の特徴は、生活保護基準の引き下げと公務員給与の引き下げが大きな特徴ですが、片方では大型公共事業を景気対策として大幅に増額し、軍事費も11年ぶりに増額に転じ、ミサイル装備や戦闘機の性能向上などが特徴であります。

国民の暮らしの予算の削減は、デフレ促進予算となっております。

また、一昨年に発生した東日本大震災は2年目を迎えましたが、復旧・復興が進んでいません。特に原子力発電所事故による放射能漏れは、復興・復旧に大きな影響を与えています。放射能という物質は、処理の方法もないのでトイレのないマンションといわれるゆえんです。原発は期限を決めて全て廃炉に向けて踏み出すべきです。

消費税増税は、引き上げ分が社会保障や給付に直結するのではなく、サービスが部分的にしか上がらず、国債の償還に充てられるのです。しかも、増税にあわせて効率化の名による医療・介護・年金の給付費削減が予定されております。消費税増税は絶対にすべきではありません。町政に求められているのは、住民の暮らしを守る防波堤の役割を果たすことです。町民の声なき声をしっかり受けとめることが求められていると思います。

平成25年度の予算編成は、安心・活力・愛のあるまちづくりを常に町民の目線に立った

町政を推進し、本町が大きく飛躍する 때가すぐそこまで来ていると実感しているとされており、予算には、町内商工業の活性化を図るため、住宅改修補助金制度を昨年度に続き予算化されております。平成24年度は、1.5倍の経済効果があり、効果は実証済みです。補助金の引き上げや新築も対象にするなどの制度の充実も必要ですが、何よりも町内商工業者の活性化につながると期待するものです。

また、中学校の4月からの給食実施は、子どもたちはもちろん、父兄の願いと期待に応えるものと考えます。

しかし、住民の目線から幾つかの問題点を指摘するものです。

一つには、畑川ダムは竣工式が盛大に実施されましたが、ダムをつくる目的は、丹波、瑞穂の開発団地に6,000人の人口が増えるので、水が不足する、その水の確保を第一の目的に取り組みされてきたものであります。畑川ダムからの取水は、将来住民に大きな負担となることは明らかです。

丹波と瑞穂にある開発団地、7,114区画に6,000人の人口が増える方式で計画がされてきたわけであり、平成25年度の人口を2万2,500人から平成30年度には1万9,000人に減少した人口目標に変更し、さらに将来の人口を1万4,260人へと大幅に減らす目標に変更しております。畑川ダムをつくって、ダムからの水を必要とする根拠とした人口目標から8,240人も大幅に減らさなければならぬ計画であったことは明らかです。将来の人口目標を8,240人も減らすのは、一つの町がなくなるのと同じことでもあります。

本来なら、大幅に人口の計画目標・人数を減らすのと同時に、ダムからのとる水の量を減らすのが当然でありますのに、日量5,000トンの水をとる量は変更しない計画となっております。計画そのものが破綻していることは明らかです。開発団地に6,000人の人が増えるとした計画以上に、人口が減少する予測を立てながら、ダムからとる水の量は変えない計画は、必要以上の無駄な投資をしていることは明らかです。人口が増えないかわりに、丹波・瑞穂にある事業所の水需要の要望が4,989トンあるとして、水需要の根拠としております。

簡易水道事業で、民間企業の水需要を根拠とした浄水場の計画は本来できません。畑川ダムの完成に伴い、畑川ダムの水質が悪いとして高度処理施設が予定されております。これからさらに10億円以上も投資する計画であります、上流は南丹市で行政区外です。将来にわたって安心できる水質が保全されるのかも大きな問題です。この点からもダムからの取水の見直し、高度処理施設建設は中止など再検討すべきであります。

設定された人口目標も大幅に変更するなど、ダム建設の目的は既に破綻しているのに、行政は継続しているとして莫大な税金を投入してきました。水需要の見通しは、人口がこのまま減らずに推移しても既存の水源で十分確保できているのは決算の事業報告書からも明らかです。人口は毎年減少しているではありませんか。

さらに、本年度からダム周辺整備が具体化されますが、ベンチ4基とあずまやなどで1,000万円の予算が提案されておりますが、町内の国保加入者で所得が年収200万円以下の世帯が、平成23年度決算資料では、89.3%を占める状況からも、町民の納得の得られるお金の使い方になっているのでしょうか。

また、全体の事業は用地買収を含めると1億円を上回る計画と考えられます。住民の目線で見直しをすることと、コンサルに委託するやり方は改めるべきであります。

二つ目に、未来への投資と位置づけた丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点の整備を将来にわたり高速道路利用者を地域資源としてとらまえ、地域振興に寄与する施設として取り組んでいくとしております。また、この事業はDBO方式で実施する予定ですが、資金は行政が準備し、建設・維持管理や運営は特別目的会社を設立して運営していく方法ですが、運営する会社にとってこんな有利なものはありません。また、過疎の町にさせないためとして進められていますが、高速道路の利用者が京丹波町を目的としてもらうための取り組みを強化推進すべきです。

地域の資源を生かした、地域おこしや元気な地域をつくることで、地域の魅力を発信することが必要です。地域振興拠点施設に立ち寄っても、そのまま高速道路で通過をすれば、通過の町であります。18億円以上の税金を投入して施設をつくっても、住民の暮らしや町内の業者の営業にどうつながるのか、地域振興にどうつながるのか、どれだけの町民がかかわるのか具体的に見えてきません。この地域振興拠点施設建設は、町民の要求や要望から出たものではなく、行政主導で進められているものです。畑川ダム建設と同じであります。

最近の高速道路のサービスエリアにある店舗は、コンビニ系列の店が営業を行っています。人をこちらから出向いて迎えるための大きな施設をつくるのではなく、高速道路のインターチェンジから京丹波町へ引き寄せる魅力あるまちづくりが求められていると考えます。

三つ目に、塩漬け土地の買い戻しを、本年も4億3,700万円予定しております。また、買い戻した町有地整地工事に3,000万円も予算化されておりますが、目的を明らかにして行うべきです。

さらに、物件等補償費の645万4,000円は、町が買い戻す土地開発公社の土地の上に建っていますが、建設年度は住宅が平成2年、倉庫が昭和63年12月に建設されたとの

説明を受けましたが、建物の価値からも補償金額の補償をすることにも、到底納得できません。登記簿謄本で確認すると、平成元年に個人の所有者であった土地を、亀岡のミザギ氏が購入され、2年後の平成3年に丹波町が購入をしております。平成9年に土地開発公社に所有権の移転をしております。

さらに、その原因が、真正な登記名義の回復となっております。土地開発公社は、町の要請を受けて土地所有者から直接購入し、土地の利用計画に基づいて、町が土地開発公社から購入代金に金融機関の利子、事務費を加えて買い戻すのが通常の方法ですが、この土地は、一たん、丹波町が購入してから土地開発公社に移転されているのであります。

また、土地購入の相手側である亀岡のミザギ氏は、住宅会社の役員、丹波町も売買する土地の上に建物があることは誰が見てもわかるのに、そのままにしておいて数十年もたってから京都府の基準で物件補償することは理解できません。これが住民目線の対応とされたのでは、住民は納得できません。公債費比率は16%台に改善をされましたが、合併直後の4年間は、住民の要望をお金がないと、こう切り捨てたり、人件費を削減して償還に投入してきたことなどから、公債費比率は下がってきたものであります。

合併特例期間終了後の財政見通しを考えても、借金は増やさないことを第一にすべきであります。

今年度の予算の中には、医療費助成、健診事業、獣害対策、道路改修など、住民要求が一定、予算化されていることは当然ですが、京丹波町は周辺部では高齢化率が50%を超えるなど、過疎と高齢化が進んでいます。

また、国保加入者の所得が200万円以下の世帯が9割の状況などを見ても、暮らしは一層厳しくなっています。その上、アベノミクスでガソリンや灯油など値上げが起こっています。大型プロジェクトで借金の種を生む取り組みではなく、地方自治体として町民の健康と安全を第一に考えた施策を強く求めるものであります。

まちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係、自治意識をどう高めていくかが大事と考えます。今丹波パーキングやダム周辺整備事業、丹波・瑞穂の水道総合事業の大型公共事業の推進は、借金を残すこと、その後の運営に多額のお金を投入することになり、その返済は公共料金の引き上げや福祉や医療の引き下げなど、しわ寄せは全て住民の負担になることは、これまでの事例からも明らかであります。

循環型経済政策など、町民の所得を高めるための施策を、町民の目線で取り組むことが必要です。今、行政として何ができるのか、何をすべきなのか、町民の願いにどう応えるのが町政に求められているのです。

そのために、町民の生活実態や営業の実態調査に取り組むことを求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

平成25年度予算は、寺尾町政にとりまして任期最終の通年予算であり、4年間の公約の集大成と位置づけた中での町政執行であります。町長には、就任以来今日までの3年間、前町政からの懸案事項を引き継ぎながら、行政の継続性のもとに、まずは限られた財源の中で、町民目線でさまざまな分野に目配りをしながらも、一方では、将来にわたる財政の健全化を念頭におきつつ、大胆な上にも常に一步前を見据えた中でのバランスのとれた明日につながる積極予算であるというふうに確信をいたしました。

さて、本年度一般会計予算は、総額113億1,800万円で、合併後2番目の公約実現に向けた積極予算であり、京丹波町総合計画を基本に、将来目標に沿って編成されたものと認めます。

主な事業では、町政の基本であります町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるために、引き続き地域連携室を核とした医師確保、地域医療の充実をはじめ、子育て医療費助成事業などの子育て支援の充実、住民の健康増進を図るための特定健診や、基本健診、各種がん検診の推進など、その他災害に強いまちづくりを進めるための消防ポンプ積載車の更新や、災害備品の整備、防災行政無線の整備など、安心・安全のまちづくりのための諸施策が随所に盛り込まれております。

一方、社会基盤の整備をはじめとした魅力あるまちづくりとしては、年々増加をしております有害鳥獣対策として従来からの被害防止施設補助制度の実施とあわせて、新たにゲート式自動捕獲装置の実施による捕獲の強化や、新規就農者への支援など、担い手対策の強化、丹波ブランドをはじめとする特産物の育成、森林の整備・保全等、木質資源活用を推進するためのまきストーブ導入補助、その他、町民の念願でありました畑川ダムの完成によるダム湖周辺の施設整備など、また、旧町からの懸案でありました鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用策の具体化や教育分野では、今年度からの全校完全給食の実施など、さらには、未来への投資としての位置づけのもと、整備が進められております地域振興拠点施設ハイウェイテラス・京たんばの事業推進は、畑川ダム完成による企業誘致の促進や京都縦貫道の開通と相まって、地域の活性化の基本であります人口、人の動きにも大きく影響するものでありま

す。この人に伴って、物・金・情報が動くことにより、京丹波町の定住人口の増加はもちろんのこと、町の将来への展望が約束されるものであり、京丹波町の将来に夢を託すためにも、未来への投資として、今取り組むことが、必ずや全町民の大きな財産になると信じるものであります。

その他、将来の健全な財政運営の基盤づくりのため、土地開発公社の債務解消に向けての計画的な買い戻しをはじめ、合併特例債を活用した振興基金の積み立てなど、後年度の財政基盤の強化が図られ、京丹波町の将来にわたる発展に向けた基盤整備を促進すべく予算措置されたものであります。

一方、歳入面では、町税は前年度比0.5%増と、若干の増額を見込むものの、一般会計全体の自主財源比率は28%となっております。このように、長引く不況の影響など、町税の伸びも期待できない中で、依然として厳しい財政運営が続くものと考えますが、将来にわたる本町発展の基盤を盤石なものとするべく、計画的な地方債残高の縮小と基金造成にも取り組まれており、健全かつ積極的な予算編成であると認めます。引き続き経常経費の削減など、行財政改革を断行しながら、一方では住民のニーズに的確に対応されるよう、一層のご精進を願うものであります。

よって、本予算は、本町の諸課題と将来展望を見据え、住民要望に沿った予算であると認定いたします。ここに心からの賛意を表明し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号から議案第29号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第14号 平成25年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、ただいま上程されております議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

平成25年度の国保税率については、「増大する医療費に対応するため、税率改定を検討したが、厳しい経済情勢の中、国保加入者の負担を考慮し据え置くことにした」と提案説明がありました。

提案説明で述べられておりますように、本町の国保加入者の実態は、平均所得が約80万円、所得なしが50.5%、100万円以下が77.1%、200万円以下になりますと、92.8%と圧倒的に低所得者が加入している保険であります。

年収200万円、所得に直しますと122万円、40歳夫婦、子ども二人の4人世帯、固定資産税が5万円で試算をしますと、国保税は18万1,590円、月収が16万7,000円でありますので、ひと月分以上の給料が国保税でなくなってしまう状況であります。

また、年収300万円、所得192万円で計算をしますと、国保税は35万3,990円で、月収が25万円ありますので、1.4カ月分がなくなってしまうということでありませぬ。

国民健康保険法第1条は、目的を社会保障及び国民保険の向上に寄与すると定めております。国保加入者は、所得なし世帯、低所得者世帯が中心で、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を担い、1961年から続く皆保険制度を下支えしているものであります。

したがって、国庫負担がそれなりに投入されなければ維持することはできません。国に対し、国庫支出金の増額を求めるとともに、国が本来の目的を果たさないならば、その一端は自治体が担うべきではないでしょうか。

現状では、決して加入者の自己責任や助け合いで対応できる状態ではありません。国保税は他の協会けんぽや共済組合、組合健保に比べ、金額的にみると2倍の負担になっています。

平成25年度の国保税率は据え置きとされましたけれども、高過ぎる保険税が収納悪化の原因にもなっており、また、国保が貧困を拡大する、そういう状況になっています。一般会計から繰り入れを行い、負担を軽減すべきであります。

また、この平成25年度からは、人間ドックの負担が1割から2割になるということで、つい先日、住民健診の申し込みの封筒と一緒にそういうお知らせが入っておりました。

これについて、先日の常任委員会の説明では、平成24年度中にとということで申し込みがあったと伺いました。少しでも受けやすく考えるのが自治体の役割ではないでしょうか。この間、受診場所も縮小されてきました。高い国保税とドックの費用を2倍にすること、こ

うしたことは住民目線とは言えない。このことを指摘しまして反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） ただいま上程になっております平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に、賛成の立場から討論を行います。

平成25年度国保事業特別会計予算総額は、20億8,004万4,000円で、前年度と比較し1億7,391万5,000円、率にしまして9.12%の大幅な伸びとなりました。予算が増額となりました主たる要因は、一般退職者の療養給付費が12.19%、1億3,642万2,000円、医療費の伸びに伴う高額療養費が17.59%、2,150万円増加したことによるものであります。

国保事業会計予算では、推計される療養給付費必要額は予算確保しなければならず、その財源を確保するためには、国庫・府負担、一般会計繰入金以外には、基金の取り崩しか保険税の引き上げをせざるを得ないのが現状であります。

平成25年度予算では、医療費の大幅な伸びにもかかわらず、本年度は前期高齢者交付金及び共同事業交付金が大幅に増額交付されることや、一般会計繰入根拠の見直しなど、苦心工夫の予算編成により財源が確保され、現行の保険税率を据え置きとする予算に対し、大きな評価をしているところであります。

自治体運営の国保事業は、国民皆保険制度の中核的な役割を果たしており、それだけに保険者であります市町村の責任は重いものがあります。

しかし、共済組合や健康保険組合などの社保に比べ、財政基盤が非常に弱い保険制度であります。他保険では、所得がない被保険者はありませんし、保険料は給料天引きで、収納率も100%であります。

本町国保では、所得ゼロの被保険者が49.3%、総所得金額が200万円以下の被保険者は、実に92.6%を占めておりまして、保険税収納率も92%台で、このことが財政基盤を弱くしている大きな要因となっております。

もともと市町村国保は、昭和33年にサラリーマンでない自営業者や農林業従事者の医療保険制度として発足しました。発足当初は、農村が元気でにぎわっている時代でありまして、高額な医療もなく、財政も安定していたと推測されますが、産業構造の変化や高齢化の進展により財政基盤は脆弱となり、その後、退職医療制度が発足し、国保に組み込まれましたが、抜本的な財政の安定化にはつながらず、今後も、本町の社会経済が大きく変化するか、または抜本的な制度改革がされるか、または府県単位の広域化運営をしない限り厳しい財政運営

が続くことが予測されます。

平成25年度予算は、重箱の隅をつつくようなというように表現もありましたように、苦心惨たんの予算編成であり、これ以上医療費が伸びますと、国保運営基金残高も少なくなり、来年度以降の予算は、今年度以上に厳しい編成になることが予測されます。

医療費の抑制対策として、ジェネリック薬品利用促進通知事業などが実施されているところではありますが、医療費が二桁も伸びるということは、1件あたりの医療費が高額化していると考えられます。保健福祉課と連携し、特定健康診査等の受診率向上を図り、早期発見、早期治療による重症化を防止することが、被保険者の健康と福祉の増進を図ることとなり、そのことが医療費の抑制につながってくることから、保険事業に一層ご努力していただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第15号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま上程をされております議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

現在、約1,500万人が加入をしています後期高齢者医療制度は、2008年4月、自民・公明政権が構造改革路線に基づく医療大改悪の柱として導入をいたしました。

制度開始直後には、姥捨て山と国民の怒りがわき起こり、09年、総選挙で制度の廃止を公約して政権についた民主党も、政権につくと公約を投げ捨て国民の願いを裏切ってきました。

保険料は、改定のたびに引き上がり、75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料にはね返る仕掛けとなっているため、今後もさらに保険料が上がることが予測をされます。

厚労省の集計によれば、保険料を払えず滞納している高齢者は25万人以上、滞納のために資産を差し押さえられた人は年々増え続けているとしています。

本町では、医療費の地域格差による特例の経過措置がとられておりますが、この期限も最長期間は6年間で、平成26年度までとなり、それ以後は、どんと保険料が上がるのではないのでしょうか。

病気になりがちで、収入の手段も限られている高齢者にとって、安心して医療にかかれる、安心して老後を暮らせるよう保障することは国の責任であります。国に対し、制度の見直しを強く求めることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論します。

この制度は、国家財政が逼迫する中で、国民の医療費の大幅な増加に一定の抑制をかけ、負担割合を明確にすることを目的として、平成20年にスタートしました。75歳以上の後期高齢者だけを対象として独立させ、医療給付を集中する特徴のこの制度は、姥捨て山と批判され、長く生きてこられた高齢者、今この豊かな日本を、また僕らを育て上げてくれた高齢者に対して、感謝や尊敬を感じさせづらくする感を持っています。

しかし、後期高齢者層の一人当たりの医療費の平均は、年額90万円を超え、現役世代の約5倍もかかっている現実からも目をそむけてはなりません。

本予算は、人間ドックの受診促進にも予算が割かれるなど、給付費を抑える方向性も示されておりますが、より一層、他会計事業との連携を図る中で、少しでも給付費の抑制に取り組まれることを期待して、また、この問題は、一自治体だけではなく、国民全員が高齢者に対する感謝の気持ちと青天井に膨らんでいく医療費に対する厳しい政治判断との間で悩みながら、行政だけでなく国民全体で答えを見つけていくことを期待して、議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第16号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(多数 起立)

○議長(野口久之君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで、討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第17号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番(山田 均君) ただいま提案されております議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算に、反対の立場から討論を行います。

平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算は13億4,520万円で、前年度比で2億4,740万円、15.5%減の事業予算となっております。

本町の水道事業は、丹波・瑞穂地区の上水道事業、和知地域は簡易水道事業として、統合整備事業を旧町からの継続事業として取り組んでいます。当初予算では、簡易水道統合計画による事業などが予定されています。

本町の上水道事業の大きな柱に、畑川ダムからの5,000トンの水を取水する計画を持

ち、本年度から畑川ダム completionにより、維持管理費のダム管理負担金として997万円が予算化されております。

負担の根拠は、3人の人件費などから算出されたものとしておりますが、負担率の18.5%は、ダム建設の費用負担と同じであります。ダム建設の目的が畑川ダムの洪水調整と京丹波町の取水となっており、京都府の負担割合が増えてくるのは当然であります。そうした立場で、住民の立場で負担割合の見直しを強く求めるべきであります。

また、ダム完成に伴い、高度処理施設の建設に向けて3,500万円余りの予算化もされておりますが、既設の施設で十分水が確保されており、水需要の見通しもないのに、10億円以上もの予算を投入する高度処理施設建設は見直すべきであります。

また、桧山中央への統合整備工事に1億5,500万円は、水需要の見通しができてから行うべきであります。多額の投資は、結局、住民負担となり、水道料金の引き上げにつながるものです。

畑川ダムの建設の当初の人口予想、平成25年に2万2,500人、これが丹波・瑞穂の人口を平成30年に1万9,000人に変更し、また再評価時点では、1万4,260人、当初ダム計画の時点と8,240人も、大幅に人口減を見込みながら、畑川ダムからの取水する必要な水の量は、日量5,000トンと変えないで今日まで来ました。

一般会計予算でも言いましたけども、8,240人は旧町で言えば、1町の町の全人口がなくなった以上の数字ではありませんか。京丹波町全体でも、3月1日の人口が、1万6,183人で、年々減少をいたしております。これは、まさにダムありきで進められてきたもので、見直しや変更を求めても、町内の企業からの水需要があり、一企業から日量3,000トンの要望があると説明がされておりますが、その見通しも不確定です。

行政の継続性といって進められてきた畑川ダム事業は、住民の側からの要望から出発したのではなく、行政が主導して進めてきました。行政は、人口が増える見込み、見通しがなくなっても、あくまでもダムからの5,000トンの水は必要として事業を推進してきました。今の法律では、推進した責任の結果責任をとるようにはなっておりません。結局、そのツケは最後には住民が負担しなければなりません。行政の執行者の責任、議会の議決は非常に重いものです。責任が問われるものです。もちろん、丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのため、山水や伏流水などを確保して、新規水源を含め9,100トン確保してきました。

また、現在使用している施設の改修や補修などの維持管理が十分できていないために、老朽化した施設や水源の枯渇などが起こっているとの指摘もあります。

ダムに全てを頼る考え方から、施設の改修などが計画的に実施されていない点も指摘するものです。

現在は、一般家庭でも使用する家電は、節水型でエコが主流です。また、企業でも水を循環して使うなど、経費の節減とあわせて節水が主流になっております。ダムに頼らなくても安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告からも明らかです。ダムの目的も洪水調整も大きな目的になっております。ダムからの取水や高度処理施設の建設は再検討、見直しを求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） ただいま上程の議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

寺尾町政におかれましては、本町水道事業の安定化・健全化に向けた統合簡易水道整備事業を継続させる中で、水道事業が置かれている財政環境のもと、安全で安定した水道用水供給という使命の達成のため継続的かつ積極的な当初予算を編成されました。

まずもって、水道事業は365日、24時間、一日たりとも休むことなく安定かつ安全で、清廉な飲料水供給という使命を持つ中で、職員の皆さんをはじめ事故時には、町内水道修理などをお世話になっている施工業者の皆さんには、夜間、休日を問わず、いち早い対応で給水制限の回避など、大変なご苦勞をいただいていることに、まずは利用者の一人として感謝申し上げたいというふうに思います。

さて、本水道会計予算は、かねてより進めてまいりました丹波・瑞穂両地区の安定した水道用水の供給確保に向けた統合簡易水道整備事業も着実に進んでまいり、また、和知地区の継続事業も順調に進捗している中で、将来末代にわたり一刻たりとも絶やすことなく安定した水道用水を継続して供給していくための事業を積極的に推進され、水道事業運営を確実に執行すべき予算となっています。

また、丹波・瑞穂両地区の悲願でありました畑川ダムも完成を見ることができ、これまでダム建設を否定される方々には、ダム以外での両地区の水道用水の確保があれば、ぜひ明確に示してほしいというふうに思いますし、ダム以外での今後の水道事業運営は全く考えられませんでした。

畑川ダムも、平成4年の新規事業の採択を受けて以来10年の歳月を経て、今回完成することができ、去る3月16日には、地元住民の皆様をはじめ、関係者多数のご出席のもと、盛大に挙行されましたことは、まことに喜ばしく、私といたしましても、思い出深いものが

あり感無量でございました。改めて、今日まで大変ご苦勞いただいた関係者の皆様方に、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

このことにより、両地区にまたがる未給水地域の解消とあわせまして、今日まで水がネックで企業誘致も進まなかった経過もある中で、企業立地に伴う条件も整うこととなり、まさに京丹波町の未来に明るい展望が開けたものと確信をしているところでございます。

また、畑川ダムが地域住民の皆さんはもとより、町民の皆さんの憩いの場の提供とあわせて、新しい町の顔、シンボルとして今後町の発展に寄与することを期待してやみません。本予算が、町内における水道整備事業の早期完成に向けた中で、適正に執行され、さらに維持管理に万全を期すとともに、長期展望に立った財政運営の確立がなされることなど、一層の取り組みを期待いたしまして、私の本案に対する賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第18号 平成25年度京丹波町水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第19号 平成25年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第20号 平成25年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第21号 平成25年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第22号 平成25年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第23号 平成25年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第24号 平成25年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第25号 平成25年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第26号 平成25年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第27号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第28号 平成25年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第29号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第31、議案第30号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約の変更について》

○議長(野口久之君) 日程第31、議案第30号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 伺っておきたいと思うんですけども、今回、請負契約の変更ということで、契約期間を10月31日までということで変更提案になっておるわけでございますけれども、進捗状況等も伺った経過もあるんですけども、今の進捗状況とあわせて、10月31日にはできるということなんですけども、今の取り組みといいますか、進行状況からしたら、もっと早くそういう施設が完成するということにはならないのか、10月いっぱいまでかかるという見通しなのか、ちょっと1点、伺っておきます。

○議長(野口久之君) 木南水道課長。

○水道課長(木南哲也君) 進捗状況は委員会でもご説明しましたように、現在構図製作中でありまして、10から15%ぐらいの進捗というふうに思っております。

それで、構図製作の関係なんですけども、注文から6カ月程度かかるということがございます。また、現地のほうも浄水場内の配管や外構等もその後するということになりますので、10月31日を現在見込んでの工期変更をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

議案第30号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第31号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)》

○議長(野口久之君) 日程第32、議案第31号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算

(第6号)を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

- 14番(森田幸子君) 36ページ、項の保健衛生費に特定健康診査等事業の427万4,000円とありますが、これの受診率は、京都府下でも高いといわれていましたが、予算費に合わせて、対のどれだけの受診率だったかということと、それと、国保の保険証の中に、いろいろな読ませていただいて、特定健診とかいろいろな紹介をしていただきまして、私も関心があるもんやさかい、皆読ませていただいて推進とかを丁寧にしていただいていることやなと思って感じました。

それと、健康診査事業の推進を、今後また2013年度にどのような対策でされるのか、またこれまでも推進には、こうして頑張っていたいただいておりますが、来年度には、もっと強力に推し進めて推進していただきたいことと、それと禁煙のことについてなんです、禁煙支援の相談員を配置ということで、がん診療拠点病院に順次相談員の配置をすると、国が2013年度から方針を決められました。禁煙支援を通じて国民が健康に生活できる健康長寿を伸ばしたいという考えで取り組まれております。私も、以前から質問やらいろいろさせていただきましたが、今後、また禁煙の強力な推進を図っていただきたいと思っておりますし、その点、今後どのような対策をとっていただけるか、お聞きします。

- 議長(野口久之君) 岡本保健福祉課長。

- 保健福祉課長(岡本佐登美君) 平成24年度の特定健診の受診率につきましては、人間ドックを含めまして、現在のところ見込みでございますが、53.4%を見込んでおります。

また、平成25年度の啓発等につきましては、納付書と同時に健診を受けていただく勧奨の通知とかをさせていただいておりますし、また、街頭啓発とかいろいろな場所を通じて受診をしていただくように、推進してまいりたいと考えております。

それと、禁煙の支援につきましては、また、南丹保健所さんと連携を図りながら、いろいろ調査、研究をさせていただきまして、今後努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長(野口久之君) 小田君。

- 1番(小田耕治君) 歳入、4ページの町税、町民税の個人町民税について、1点問い直します。

個人町民税の場合の徴収方法ですね、どのような徴収方法が選択肢としてあるのかどうか、

普通徴収、特別徴収、その他いろいろあるというふうに思うんですけども、どのような徴収方法であり、納税方法があるのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 徴収方法ということでございますけれども、主には三つ、普通徴収、納付書あるいは口座振替による徴収。それから給与特別徴収、会社等で差し引いていただく方法。それから、年金特徴、公的年金から特別に徴収をしていただくという方法、主には三つであるというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） そのうちの年金からの特別徴収についてお尋ねしたいんですけども、基本的には町税とかその他国税というものは、当然、納税者に義務がありまして、町としてはそれを徴収するというか、納税者に払っていただくということが一番大事なことでありまして、それに努力するということが大切なんですけども、年金から天引きといいますか、引かれる町税の場合ですよ、年金から引かれるというのは、どういうときに年金から引かれるようになるのか、どういう条件が整ったといいますか。それと、この収納方法について、納税者のほうで選択肢があるのかどうか。

それと、もう1点は、対象となった方に対して、どういう周知方法がされているのか、この点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 基本的には、65歳以上の老齢基礎年金、公的年金を受給されている方には、住民税の特別徴収、平成21年から実施をされております。それで、基本的には、徴収させていただくわけですけども、一定、介護保険なり国民健康保険税、それから住民税とありますので、その中の老齢基礎年金部分で差し引くことができない方に関しては、普通徴収をお世話になるということでありましたり、65歳になられた時点でも、年度途中であったりすると、翌年度の途中から特別徴収というようなことになる場合もあるということで、それぞれまた個別に違ってまいります。

それから、選択肢という問題でありますけれども、そういった条件をクリアして可能であると、基本的には住民税については、公的年金による特別徴収をお世話にならなければならないということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今の答弁でいきますと、町税についての特別徴収分については、これ

はいわゆる年金の金額とか、そこら条件があると思うんですけど、それが整った場合には、特別徴収しか選択肢がないという意味なのかどうかということ、もう一度確認したいのと、それと、対象者の人にどういう形でお知らせが行っておるのか、これは、やっぱり、税を納めてもらうという形の態度といいますか、取り組みが必要だと思うふうに思うんですけども、きちっと納税者に対して何月から年金から引きますよというふうなことを周知するということが大事だというふうに思いますけども、これは、今回、人間ドックについても1割から2割になったということで、平成25年度から実施をされるということになるんですけども、これについても、チラシとかで入るのもあるんですけど、今、ケーブルテレビの告知放送というのもありますんで、そういうものを使っても、きちっと広報すべきだというふうに思いますし、この件については、個人的にきちっと通知する仕組みが要るんじゃないかなというふうに思うんですけども、現状を教えてくださいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 該当者への周知でありますけれども、A4の両面刷りで毎年送らせていただいております。その中でも、かなりの部分、公的年金から引き落としの部分ということで、かなり文字数も多く項目数も多くしております。ということは、逆に言いますとそれだけわかりにくい制度になろうかなというふうに思っております。

その中でも、文言の中でも、本人の希望により年金からの特別徴収をやめて、普通徴収を選択することはできませんというふうに明記してございますので、そのようにさせていただきます。

その他、ホームページなり窓口にも、こういった形では掲示はしておりますけれども、なかなか見にくいかなというふうにも思っておりますし、また、平成25年度に向けまして、もう少しわかりやすくできる方法がないか、ちょっと他市町村の例等も参考にしながら検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 今の町税ですけども、平成24年度から扶養控除の廃止などが、子ども手当の関係でなったんですけども、今回、減額がされて、個人均等割は減額ということになっているんですけども、これは、所得割は増えているということなんですけども、全体的には、扶養控除が廃止になって増税になっているという方の把握というのはできているんでしょうか。

それと、住民税非課税というか、そういう方はどのぐらいになっているんでしょうか。

それと、21ページですけれども、土地売却収入ということで147万5,000円、それから、20ページの小学校費の委託金ですけれども、地域食育推進事業委託金ということで、新たに29万8,000円ということですが、これは給食のどういうことが委託されているのでしょうか。

以上について、お聞きします。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） まず、町民税の関係、個人の均等割につきましても、基本的には納税義務者数が減っておるということでございます。それから、個人所得割に関しましては、今もおっしゃっていただきました扶養控除の廃止の関係で、確かに住民税としては、減じておろうかというふうに思っておりますけど、ちょっと数値的には持ち合わせておりません。今回の補正に関しましては、徴収率、年度当初97%を見込んでおりましたものが、97.36%、0.36%の上昇が見込めるということに対しての増額補正ということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、非課税世帯というか、非課税の人数でよろしいでしょうか。世帯というか個人にかかってまいりますので、非課税の人数ということで、直近では6,252人となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 21ページの土地売却収入でございますけれども、これにつきましては、府道京丹波三和線並びに府道桧山須知線の拡幅改良工事に伴います用地補償費でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 20ページの地域食育推進事業の委託金でございますけれども、これ、年度途中から入ってまいりました京都府の委託事業でございます。現在、小学校、中学校等におきまして、栄養教諭を中心にいたしております食育の中で、委員さんを設置して、いろいろな食育についての計画をしていくという、そういう事業でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も、何点か伺っておきたいと思うんですけれども、一つは歳入の、今も出ておりましたけれども、町民税の関係なんですけれども、町税の関係で、いわゆる徴収率が

97から97.36%にアップしたということなんですけども、これは当初見込みからアップした要因というのは、どういうことと考えるのか、当初からそういう設定は考えておられたのか、1,000万円を越すお金ですので、徴収の状況に合わせて当然、予算化をして、そして事業に予算を使っていくというのは、収入と支出の関係からいうと当然だと思うんですけども、その徴収率のアップということでございますけども、これは最終的なものなのか、一定の見込みが、もう少し早くつかめたのではないかとと思うんですけども、その点、伺っておきたいというように思います。

あわせて、固定資産税の関係も、家屋の関係、償却資産、滞納繰越入れず1,200万円、現年課税分があるんですが、これについても徴収率が上がったということなのかどうかということと、少し早く補正をして、そのお金をいろいろな事業に使っていくということが、当然だと思うんですけども、その点の考え方を伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、歳入の関係で伺っておきたいと思うんですけども、34ページの委託料で高齢者の包括システムの実証実験ということで、業務委託料減額になっているんですけども、タッチパネル方式で、非常に高齢者の方がそれを使って、病院とやりとりができるんだというような話も当初された経過があると思うんですけども、なかなか使い勝手が悪いというような話も聞いておるわけでございますけども、具体的にはこのシステムを、さらに前に進めてもっと使いやすく、そういうものを取り入れていくというようなことの見通しというのがあるのかどうか伺っておきたいというように思います。

それから、37ページの診療諸費の貸付金の関係で、奨学金の貸付金関係なんですけども、当初から予定しております180万円を減額ということで、対象がなかったということかと思うんですけども、この間、何年かこういう形の繰り返しをしておるわけでございますけども、医師確保の関係でこういう制度をつくったということなんですけども、具体的な働きかけというのは、どのようにされておるのか、こういう制度を持っておるということ、どういう形でアピールされておると、町内のそういう対象となる方、また、そういう専門の大学へのアピールといいますか働きかけといいますか、そういうことも具体的にどういう形でされておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） まず、固定資産税に関しましても、当初95%で見込んでおりましたが、96.06%が見込めるであろうということでの増額の補正ということでご理解を賜りたいというふうに存じております。

それから、こういった形で増額をさせていただくことについての考え方ということでござ

いますけれども、当初予算でも、ご提案をさせていただいたとおり、基本的には歳入、自主財源の部分に関しましては、過大見積もりとならないようにということで、徴収部門としましては、頑張らせていただいて、目標を大きく立てさせていただいてするというのも一つの方法ではあるかと思えますけれども、貴重な自主財源、過大見積もりとならないようにということでスタートをさせていただいております。

それから、いろいろな固定資産税、あるいは町民税等の納期の関係で、12月、あるいは1月当初まで、ある一定の納期限が来るまでその年度中の徴収見込みというものが見込めないという状況でありますので、どうしてもそうなりますと12月補正、あるいは9月補正では間に合わないと、3月補正でさせていただいておるという現状であります。極力現状に合った形でということで、当初予算等も考えておるわけですが、そういったことでご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 34ページの高齢者包括システムの実証実験でございますが、平成24年度につきましては、タブレット型2台とミニノートパソコン2台の4件の方にお世話になりまして、在宅で医療を受けられている方と高齢者の方を対象に実験をさせていただきました。

在宅医療にかかわっておられる方につきましては、情報の収集や病院との連絡等に十分にご活用いただけたと思っておりますが、やはり先ほども山田議員さんがおっしゃっていただきましたように、高齢者の方にとっては、使い勝手が悪いといえますか、なかなか使いこなせていただけなかったのが現状でございます。

そういうことを考え合わせまして、今後、全町を対象としてのシステム化につきましては、少し難しいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 37ページの診療諸費の奨学金貸付金の減額の件でございますが、常任委員会でも同様のご質問がありまして、ご回答等をさせていただいておったんですが、具体的にどのようなアプローチをかけられたかということです。

まず、この制度を毎年春に創設しましたときに、春の間に京都府、または府立医大、関係機関の病院のほうへ周知等いかせていただいております。そしてまた、中丹、口丹、地元の高校への校長先生や進路部長に私立、公立の高校を問わずお願いに行かせていただいております。

ます。

そしてまた、南丹病院から一昨年から京丹波町病院のほうにも研修医の先生が毎月2名、夏場にお見えになります。そういった研修医の先生にも働きかけて、研修医の先生にこういったものがありますということで、ご活用されませんかということでお話し等をさせていただいているような次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町税の関係は、今、担当課長から当初過大見積もりにならないようにということでスタートするというので、それは当然だと思うんですけども、見込み、見通しが立った時点で補正予算を計上して、そして収入として上げていくということは基本だと思うので、そういう見通しがついた時点で補正をするということだと思っておりますので、そういう立場でやるべきだという点を申し上げておきたいというように思います。

それから、タッチパネルの件なんですけども、町政懇談会でも、非常にこういうことになるんだというようなことで、すぐ目の前に、こういうことができるような、私は聞いておったわけでございますけども、高齢者が使いにくいということは、なかなか広がっていかないし、取り組めないということになると思うんですけども、具体的には、そういうようなもつと高齢者でも簡単にそういうものが使えるというようなことが見通しとしてはあるのかどうか、改めて伺っておきたいし、そういう検討といいますか、取り組みもされておるとは思いますけども、見通しというのはあるのかないか伺っておきたいと思っております。

それから、奨学金の関係なんですけども、そういうように今、南丹病院の研修医にも働きかけておるということでございましたけども、具体的には、なかなかそういうことから貸付金の制度を活用しようといふところまではいっていないということだと思っておりますが、もう少し情報網をしっかりとつかんで、京丹波町の出身の方とか、また、そういうつながりのある人とか、そういうところでも、情報をつかんで広げていかんと、なかなか当初の奨学金の制度として打ち出すけども、具体的には活用ができないということにもなっておるわけでございますので、やはり、そういう制度をつくっておる以上は、活用ができるような取り組みがもつと大事だと思いますので、改めてその辺の考え方を伺っておきたいというように思います。

それから、あわせて46ページの住宅管理費の木造住宅の耐震改修助成金の関係なんですけども、180万円の減額なんですけども、3戸分270万円というのが、当初の予定だったと思うんですけども、具体的に活用された改修の内容、耐震改修の審査をして改修しようとするれば、相当なお金が改修費に要するというようになって、なかなか取り組めないというのも実

態だと思うんですけども、具体的には、どのような改修をされておるのか、内容についてわかっておれば伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 地域包括システム、簡単なシステムはというようなお問い合わせではなかったかと思っておりますが、簡単にワンタッチで操作できるというのは、業者さんのほうからも、いろいろとご指導いただいて使っていただいたんですが、機械がとまってしまうというか、固まってしまったりすると、先に行かないとか、いろいろな不都合な面もあったりして、今回、高齢者の方は2名の方にお世話になったんですが、お一人の方につきましては、機械に大変堪能な方でして、ゲームをされたりご自分で楽しんでおられたという部分もあるんですけども、総体的に考えまして、高齢者の方がなかなか機械を使いこなせるというのは難しいのではないかなと考えております。

今後におきましては、現在進めておりますほかの地域包括ケアシステムの中で、いろいろな形で対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 先ほどの地元出身の方とのつながりということでのお尋ねでございますが、そのあたりにつきましても、お医者さんの先輩、後輩の関係とか、あるいは医局とかの関係らで、つながりは常に情報を仕入れて持っておられるようでございます。特に自治医大関係につきましては、先輩、後輩の関係で、お話し等をドクターのほうから通してさせていただいておるようなところでございます。

また、我々も京都府のほうから、いろいろそういった情報等を得まして、お話がありましたらお声かけ等をさせていただきたく思っております。

民間の大学の医学部の在籍のほうまでは、残念ながら押さえ切れておりませんので、また、そういったことを情報、今後もアンテナを高くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 木造住宅の耐震改修の件でございますが、今年度、実施いただいたのは1件でございますが、その内容について、金額までは現在、ちょっと覚えておりませんが、耐震診断に基づきまして改修をされております。

昨年からの耐震診断の事業費のほうが上がりましたので、耐震診断の結果を見積もりまで、診断

された方が住宅の持ち主に説明されて、耐震診断結果に基づく改修を促進していくという方向で進めておりますので、その結果があらわれたのではないかなというふうに考えております。

また、簡易耐震改修のほうも、今年度から実施しておりますので、耐震改修が進みますように、また、さらなるPRもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 44ページの道路新設改良費の中で、委託料で植栽業務委託料として360万8,000円、説明の中では、大倉ヒヨ谷、山桜を植えるということでしたが、何本ぐらい植える予定であるのかというのと、返りまして29ページの電算管理費の中で、行政情報システム更新事業として7,132万3,000円という減額になっております。大変大きな減額なんですけれども、当初の見積もりとの兼ね合いはどうであったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） この業務委託料につきましては、大倉ヒヨ谷の林地開発工事の完了に伴います緑化ということで、実施させていただいております。既に山桜を1,000本、植栽しております。この補正につきましては、委託料の区分を明確にするために、今回補正予算として上げさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 29ページの電算管理費の減額の部分でございますが、これにつきましては、入札によります減が大きな原因ということになっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

議案第31号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第32号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第33、議案第32号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出、9ページの負担金補助及び交付金で、人間ドックの助成金というのが、55万2,000円追加になっておるんですけども、最終的に人間ドックの何人分で、追加分が何人分で、平成24年度で全体では何人の方が人間ドックを受けられるということになるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 人間ドックにつきましては、今年度、当初予算では228人を見込んでおりましたけれども、今回の補正後で242人を見込ませていただいております。実質的といいますか、補正予算上14名の増加を見込んでいるところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 委員会の報告を聞きますと、平成25年度の住民健診の案内の中に、人間ドックについて、平成25年度より負担が引き上げられますというようなことで、急遽申し込みも増えたというような話も聞いたんですけども、この案内を見ますと、「平成25年度より国民健康保険の人間ドックの一部負担が、1割から2割に変更となります」と、書いてあるんですけども、まだ決まっていなかったと思うんですが、変更となる予定とか、そういうような、本来はお知らせをしていただかんと、予算は議決になっていない段階でこういうのが出ておったと思うんですけども、そういう関係で飛び込みといいますか、あったという話も聞いたんですけども、ちょっとその点について、それだけ人間ドックというのが、非常に、退職をされて国保に入られると、勤めておるときは職場で健診もあるわけござい

ますけども、どうしても退職しますと、いろいろなところに病気が出てくるということもあって、人間ドックというのは、それぐらい大事だというふうに思うんですけども、健診の場所も、どんどん減ってきておる中で、ドックの健診というのは、非常に大事だと思うんですけども、その点について、もう一度、その辺も含めて考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 人間ドックの実施要綱につきましては、事前に改正をさせていただいて4月1日からの施行ということで、準備をさせていただいております。

集合健診を受診される場合に参考にしていただけるように、お知らせをさせていただくと合わせまして、先ほど森田議員さんが、チラシもお見せいただきましたけれども、被保険者の方には、毎年お受けいただいている方にも十分周知をさせていただく必要がございますので、改正させていただきました要綱に基づきましてお知らせをさせていただいたところがございます。人間ドックの重要性というのは、十分認識しておりまして、早期発見、早期治療に結びつけていただくことが大変重要なことかと思っておりますが、予算委員会での説明のとおり、集合健診も啓発させていただく中で、両方合わせて疾病予防に取り組ませていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

議案第32号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第33号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) 》

○議長（野口久之君） 日程第34、議案第33号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳入の関係で伺っておきたいんですが、現年度分の特別徴収の保険料が、549万1,000円の減額になっておるんですが、当初見込みと大きく下回った要因というのは、どういうことなのかということと、それから、滞納繰越分の普通徴収の保険料が65万円追加になっておるんですが、これは何年度分で何人分なのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 後期高齢者の保険料ですけれども、平成24年度当初予算見積もりの際には、広域連合の試算に基づきまして、計上させていただいたところでございます。

昨年度、被保険者数の伸びを3.5%と広域連合では見込んでおられましたが、実際に、本町の場合は、昨年度の1月末と今年度の1月末を比較しました場合に、3名の増という状況でございます。そういう状況であったことから、特別徴収の保険料については、減額になったものと考えております。

それから、滞納繰越分に係りましては、平成23年度末におきまして、全部で22件の滞納者の方がおられました。平成22年度以前と平成23年度分ということですが、主には平成23年度分の収納が、今回の補正に上げさせていただいている分でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

議案第33号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第34号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第35、議案第34号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1件、お尋ねしておきたいんですが、老人保健の施設サービスの歳入のところで、居宅の介護サービス費の収入で662万2,000円ということで追加になっておるんですが、長期、短期が増加をしたというような説明があったんですけども、具体的には、当初見込みと、どの程度の人数、長期、短期が増加したということなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお尋ねでございますが、当初、19床のうち16床までを稼働として見込んでおりました。3月におきましては、それが17と18件の間、具体的に申しますと17.5ぐらいになるんですけども、それぐらいの病床率で動いたようでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

議案第34号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第35号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第36、議案第35号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計  
補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原  
案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第36号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第37、議案第36号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会  
計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出の8ページの下水道費の工事請負費のことでお尋ねしておきたいと思うんですけども、浄化槽の設置工事で、説明では当初7基を予定しておったけども、結果として2基ということで減額ということになっておるという説明を聞いたわけですけども、下水道の整備計画というのは、全町普及ということで、それぞれこの浄化槽の区域での推進が非常に全町普及の上で大きなウェイトを占めておるわけですけども、最近の状況を見ておりますと、計画的に集落で取り組むということは、ほとんど行き渡ったということで、それ以外の、まだ未設置の方への働きかけということになっておるようでございますけども、具体的に、働きかけを毎年定期的にやっていかなければ、なかなか進まないんじゃないかと思うんですけども、具体的にそういうような取り組みの計画、また働きかけというようなことはどのように考えておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） いろいろなメディアを通じて、平成24年度も啓発してまいりました。ケーブルテレビの文字放送、それから通常、お知らせ版には、以前は年に1回上げておったんですけども、今回は3回、そういったあたり回数を増やしてまいりましたけれども、こういった現状でございます。

平成25年度も引き続き、そういった努力をする中で、ぜひとも皆さんが下水道に水洗化を図っていただくような対策をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） いろいろなメディアで働きかけをしておるといことなんですけども、高齢家庭といえますか、ひとり暮らしの家庭においては、なかなか設置をする、工事をするといことまでは、なかなかふん切れないという家庭もあろうかと思うんですけども、具体的に、担当課としては、浄化槽を含めて設置をしてもらえるといえますか、対象となる戸数といえますか、何件ぐらい、独居の家庭で無理だといこところも当然あろうと思うんですけども、そういうところを除くと何件ぐらいあるといことように把握されておるのか、そこへの働きかけといことになろうかと思うので、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 事業報告でも上げておりますとおり、設置対象基数から現在の基数を引けば、約500件ほどになったかと思えます。その中で、いろいろなご事情があることを考慮した中での設置基数といことのは、現在は把握しておりません。啓発活動の中でも、

ビラを配ったりというような努力もする中で、お住まいの方に声かけをするというようなことで、具体的に話も聞きながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第37号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第38、議案第37号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第38号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第39、議案第38号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

議案第38号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第39号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第40、議案第39号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業

特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第40号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第41、議案第40号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第41号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第42、議案第41号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第42号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第43、議案第42号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第43号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第44、議案第43号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第44号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)》

○議長(野口久之君) 日程第45、議案第44号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 予算に関する説明書の収益的収入のところ、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、医業収益の中で、入院収益が1,050万円の減額で、外来収益が1,580万円の増ということになっておるわけでございますけども、説明欄を見ますと、それぞれ実績による見込みの試算と、こういうことになっておるんですけども、当初の見込みとこれだけ変わってきたということでございますけども、どういう要因というように考えておられるのかというのが1点と、それから、ベッドの稼働率というのは、どういう状況になっておるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) まず、最初のほうのお尋ねでございますが、入院と外来、平成24年度につきましては、新しい先生にも来ていただきまして、そして外来等に力が結構くわえられたということで、当初の予算見積もりよりも、外来のほうにたくさんお見えになったという結果が出ております。

また、一人当たりの単価も、外来のほうが上がっておりまして、入院におきましては、当初の予測よりは落ちたという状況でございます。

2点目の稼働率につきましては、大体、年間通しまして2月現在で、七十二、三%のところ稼働率でございました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ベッドの稼働率の関係、全体を通じてこれまでの決算見込みの試算、それぞれされておるわけなので、それが72%ということなのかどうか、全体を、1年を通じるといいますか、決算見込みの試算としてはどうなのかということと、それから外来がお医者さんの努力といいますか、増えたんだということですが、特別風邪がはやったとか、そういうようなことで外来が増えたということではなしに、新しい医師が増えて患者が増えたと、こういうことであるのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 稼働率におきましては、やはり波がございまして、この予算を立てた時点での段階での72%あたりが見込みでございまして。3月におきましては、もう少し下がるのではないかと、我々見ております。

と申しますのは、今言われましたように、特段大きなインフルエンザとか、そういったものの流行はいたしておりません。学校とかそういったところでは、一部あったかもしれませんが、病院全体としては、前年のような大きなはやりはなかったように受けとめております。ただ、胃腸風邪が大変多かったというのは、今回の冬の特徴でございました。

そして、もう一つの決算の見込みに関するものですが、それも同様で、外来に関しましてですが、新しいドクターがお見えになりまして、どうしても前半部分は、ドクターがおかわりになりましたりしたら、受診率がどうしても下がってまいります。常勤医が今回から平成24年度からお見えになりましたので、順番に、やはりお顔を売っていくこと、そしてまた、口コミ等でのドクターらのPRをしていくこと、そういった中での先般の3月16日の地域包括の医療発表会でもそうですが、そうしたことによりまして、ドクターと患者さんとの信頼関係を徐々に構築をしていって、そして少しでも稼働率、また外来に来ていただくような状況を、今醸し出している最中でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

《日程第46、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第46、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成25年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 梅原 好範

〃 署名議員 横山 勲